

京都市告示第124号

京都市市民防災センター条例第7条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市市民防災センターの管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 梶本頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人 京都市防災協会	京都市南区西九 条菅田町7番地	1 京都市市民防災センター条例第4条の規定による利用許可に関する事 2 京都市市民防災センター（以下「センター」という。）を設置目的に従って利用に供すること。 3 センターの施設、附属設備並びにその他の物品の維持管理及び安全に関する事 4 前各号に掲げるもののほか、センターの管理等に関し、市長が必要と認める事項

(消防局安全救急部市民安全課)